

## ドイツにおける親の体罰禁止の法制化

—「親権条項改正法」(1979年)から  
「教育における暴力追放に関する法律」(2000年)まで—

荒川麻里

### はじめに

教育の場において暴力を排除すべきであるということは、けっして自明のことではない。とりわけ家庭内においては、殴打、鞭打ち、監禁、または性的虐待に当たるような行為であっても、社会的に容認、あるいは是認さえされてきた経験をもつ。ドゥモースが、「…18世紀以前に生まれた子どもの大部分は、今日で言う“被虐待児”(battered children)の範疇に入ると信じている」と述べ、次のような母親の証言を伝えるとき、その歴史観、方法論には批判はありつつも、それは衝撃的に受けとめられたのである。

「私は（生後4ヶ月の）赤ん坊の身体にほんとうに黒と青のあざができるまで鞭で打ちました。そしてもうこれ以上はできないくらいまで打ちましたが、その子は、私の意志に従う様子はこれっぽっちも見せませんでした。」（括弧内、引用者）<sup>1)</sup>。

そして、このような親子の情景は、けっして遠い過去に消え去ったものではない。

本稿が検討しようとするドイツは、同書において、「今でもドイツの親の80%は体罰を是認している」と特記され、解説では、「西ドイツの一般の読者には、ドゥモースの本は3冊とも比較的好意的に迎え入れられたらしい。その理由は容易に想像できる。ドイツの親がしつけにきびしかったことには定評がある」と述べられたように、親による罰が社会的に容認されてきたことが知られる。民俗学者であるウェーバー・ケラーマンは、1974年の著作において、現代の家族における鞭打ちなどの行為について、「多くの家庭では広く、普通の儀式としてとおっている」と述べた。

これらのデータや文献は、ドイツにおいて親の体罰が問題とされてこなかったことを示すものではない。しかし、同国では、暴力・虐待と見做されるべき親の行為を、教育のための体罰あるいは懲戒として「合法化」されていると捉え、これを立法政策に盛り込み、体罰禁止を法制化するに至るには長い道のりを要した。

結論を先取りするようではあるが、本稿ではこのような観点から、まず、暴力や虐待という現象と関わって改正を余儀なくされたドイツ民法典の親の懲戒権規定について、その改正過程を把握し、課題を設定することから始めたい。というのは、ドイツの親の懲戒権規定は、後述するように、一度削除されながら再び1979年に再規定されるという過程を踏んでおり、本稿は、そのことが体罰禁止の法制化に新たな問題を生じさせているという視点に立つからである。

対象としては、主に1990年代における諸改正法案を取り上げる。副題において、「親権条項改正法」(1979年)から「教育における暴力追放に関する法律」(2000年)までと掲げたのは、課題設定との関わりで、これらの法案を再規定(1979年)後から現在までの展開過程に位置づける必要があったこと

がその理由である。

各法案は、目的あるいは問題認識と解決策の提案に始まり、法案を提出する理由や規定の沿革、諸外国の法律、憲法および諸条約との関連などが述べられ、それに引き続き個別規定の理由が提示される。本稿では、とりわけこの個別規定理由書を参照して各法案の提案内容を分析していく。資料としては、主としてドイツ連邦議会および連邦参議院資料集（Verhandlungen des Bundestages/Bundesrates Drucksachen、個別資料については連邦議会を BT-Drucksache、連邦参議院を BR-Drucksache と略、頻繁に使用した法案については文中で法案名を記載し、括弧内に参考頁数を補って示した）、および各議事録（Verhandlungendes Bundestages/Bundesrates Drucksachen, Stenografische Berichte、それぞれの回と日付および出典の頁にて記す）を用いた。

## 1. 課題の設定

本稿が親の懲戒権規定と言うところのドイツ民法典1631条2項の現行法は、次のようにある。

「子どもは暴力のない教育への権利を有する。身体的処罰（Körperliche Bestrafungen）、精神的侵害（Seelische Verletzungen）およびその他の屈辱的処置は許されない」。

ここに、「懲戒権」の文言はない。その限りでは、親権条項改正法（1979年）<sup>⑨</sup>による再規定の際も同様であり、ただ、「屈辱的教育処置（Entwürdigende Erziehungsmaßnahmen）は許されない」とだけ規定した。

「再規定」と記したのには、既述したように理由がある。制定当初（1896年）、明確な親の懲戒権規定を有していたドイツの民法典<sup>⑩</sup>は、第二次世界大戦後に東ドイツ固有の民法典が制定されてから同法が失効するまで、西ドイツのみに適用されることとなる。その後、西ドイツ男女同権法（1957年）<sup>⑪</sup>が、父の懲戒権を定めた同規定を削除したため、それ以降、「懲戒」の文言は失われた。男女同権法の削除理由は詳細には記されてはいないが、親権の「事実内容（Sachliche Inhalte）に言及しない文言で、よりよい解釈を意図する」<sup>⑫</sup>と述べられた。後のコメントールが指摘するように、この改正は、親の専制的支配権としての行き過ぎた解釈を避けるものであった<sup>⑬</sup>。しかし、結果的にこの意図は貫徹されず、親の懲戒権は慣習法に刻印づけられることとなる。このことが、後の改正に大きな課題を残すこととなった。

親の懲戒権が民法典に再規定されるのは、親権条項改正法（1979年）による親権法大改正の折であった。同法は従来の「親権（Elterliche Gewalt）」の用語が専制的な権力や暴力（どちらも“Gewalt”と表わされる）と結び付けられる概念であり不適切だとしてこれを廃棄し、「親の配慮（Elterliche Sorge）」<sup>⑭</sup>の概念によって親権法全体を改革することを主たる目的とした。同時に、当時から問題となっていた児童虐待に対する法的解決策として、民法典1631条2項を「屈辱的教育処置は許されない」との文言のみにより再規定したのであった<sup>⑮</sup>。ここでは、「親の懲戒権」への明示的な言及はなされていないものの、「屈辱的」ではない教育処置を行う親の懲戒権を確認することの逆説的表現となった。さらには、諸団体からの体罰禁止要求を拒否したため、家庭内に潜在する行き過ぎた体罰を黙認し、これを合法化したとの批判を浴びることとなるのである。

具体的な法改正の動きが起こるのは、90年代に入ってからのことであった。1992年にドイツが子どもの権利条約を批准し、子どもに対する暴力禁止のための法改正が要請されたことや<sup>⑯</sup>、また80年代

終わりに隣国オーストリアにおいて暴力および虐待禁止を明記する民法改正が行われていることなども一つの契機となつた<sup>14)</sup>。その当時、すでに親権法を含む諸法改正のための「子ども法」が着手されていた。しかし、同法の成立を待たず緊急の課題として親の懲戒権規定の改正を提起したのが、1993年の懲戒禁止法案<sup>15)</sup>であった。同盟90／緑の党によるこの法案はまた、その直前に統合した両党の、統合後の態度表明でもあった。これに対し政府側は懲戒を禁止せず虐待禁止を提案したため（虐待禁止法案・1993年<sup>16)</sup>）、社会民主党（以下、SPDと略）は、再び懲戒禁止法案（1994年）<sup>17)</sup>を提出し、暴力および懲戒の禁止を主張した。また SPD は、暴力のない教育への子どもの権利を憲法条項化しようという提案を、東西ドイツ統一後の基本法見直しのための合同憲法委員会および連邦議会に提出している<sup>18)</sup>。2度にわたって提起された懲戒禁止法案は、次のような改正を要求した。

「子どもは暴力なしに教育されなければならない。屈辱的教育処置、とりわけ身体的、精神的に侵害する罰（Strafen）は許されない」。

これらの法案は、第一読会<sup>19)</sup>の後、議決に至ることなく選挙期の終了を迎えた。同規定が改正されるのは、再規定から漸く20年後の子ども法（1997年）<sup>20)</sup>による。それは、1993年の虐待禁止法案をほぼ踏襲して、次のように規定した。

「屈辱的教育処置、とりわけ身体的、精神的虐待（Mißhandlungen）は許されない」。

後に批判されることになるのであるが、子ども法の政府草案は、当初、同規定の改正案を含んでいなかった。正確に言えば、残された課題として、最後に虐待禁止に言及したに過ぎなかった<sup>21)</sup>。政府草案に対しては、成案の前にすでに様々な要請が提出されており、例えば同盟90／緑の党は、第一に「暴力のない教育への子どもの権利」を挙げ、親の懲戒権規定の改正を要求している<sup>22)</sup>。それにもかかわらず、政府草案は同規定の改正に着手しなかったのであるが、法務委員会勧告<sup>23)</sup>により、虐待禁止が盛り込まれるに至った。これらの諸法案の議論に関わってきた各種委員会および研究グループは、第13選挙期を終えるにあたり、子どもに関する報告書を提出している。そこには、暴力のない教育の義務および懲戒禁止の法制化、そして親の懲戒権規定である民法典1631条2項の改正要求が記されていた<sup>24)</sup>。子ども法が同条項と関わって問題を残したことが、ここからも看取される。

この規定は、施行後約2年という早さで、現行法となる「教育における暴力追放に関する法律」（2000年）<sup>25)</sup>により改正されている。親子法の領域では異例の早さであるが、これには、1998年に SPD と同盟90／緑の党の連立政権（その政党色から赤緑政権と呼ばれている）が成立し、すでにその連立協定<sup>26)</sup>において、教育における暴力追放を立法政策の一つに挙げていることが強く影響している。しかし、上に示したように、子ども法が問題を残していたことが、改正要求を引き起こす要因であったことは確かであろう。

改正過程を見るに、やはり、再規定の過程が後の改正により困難な問題を受け渡したことを見抜せざるをえない。あえてここに簡略化すれば、それは次のようにまとめられる。

- ①再規定によっては慣習法上の親の懲戒権を廃除し得なかつたために、これを確実に廃除しうる明確な概念が必要とされた。
- ②「屈辱的」という表現の曖昧さが問題とされたため、許された処置と禁止された処置との境界を示すことが改正の至上命題とされた。
- ③懲戒禁止が親の行為のきっかけや動機を考慮するという文脈において拒否されたため、親の教育

権と関わって、教育目的、教育方法についての議論が前提とされた。

これらは個別発生的なものでなく、改正過程においてより不可分な問題となった。というのは、改正諸法案が、これらの問題を克服しえなかつことと無関係ではない。

本稿では、現行法となる「教育における暴力追放に関する法律」(2000年)を、体罰禁止を法制化したものと捉え、同法に関するSPDと同盟90／緑の党の法案(以下、暴力追放法案と略)がこれらの問題を解決へと導いたことが体罰禁止の法制化を可能としたとの視点に立つ。

そこで、上の①～③の問題点ごとに、子ども法までの諸法案の問題認識および諸概念の採用(あるいは不採用)理由を、暴力追放法案のそれと比較し、後者の解決方法および問題認識の転換を検証し、総じて体罰禁止が法制化される過程を明らかにすることを目的とする。

記述する際には、3つの問題点ごとに、まず、諸法案の問題提起を分析していき、「まとめ」として、暴力追放法案における転換点を整理する。

一連の流れを略年表に示すと以下のようである。

年	法律・法案	改正(提案)内容
1896年	統一民法典	教育権による「相当な懲戒手段」を明記。
1957年	男女同権法	親の懲戒権規定(民法典1631条2項)を削除。
1979年	親権条項改正法	「屈辱的教育処置は許されない」として懲戒権を再規定。
1993年	懲戒禁止法案(緑の党)	暴力と罰の追放による懲戒禁止を提案。
1993年	虐待禁止法案	「身体的・精神的虐待禁止」の追加を提案。
1994年	懲戒禁止法案(SPD)	暴力と罰の追放による懲戒禁止を再び提案。
1996年	子ども法政府草案	親の懲戒権規定の改正を提案せず。
1997年	子ども法	「身体的・精神的虐待禁止」を追加。
2000年	教育における暴力追放に関する法律	「暴力のない教育をうける権利」を追加し、「身体的処罰」と「精神的侵害」を禁止。

親権条項改正法によって懲戒権規定が再規定されてから、懲戒禁止法案までの1980年代は空白の期間ではなく、「屈辱的」あるいは「教育処置」の概念をめぐって問題提起がなされていった時期であり、無論、子どもに対する暴力についてもさまざまなプロジェクトなどが起きている<sup>27)</sup>。

## 2. 慣習法の廃除—「屈辱的」という表現の継承

問題①「再規定によっては慣習法上の親の懲戒権を廃除し得なかつたために、これを確実に廃除しうる明確な概念が必要とされた」

### (1) 「屈辱的」の継承

「屈辱的」という表現は、何よりもその曖昧さが批判された。しかし、その後の改正法案は一貫してこの表現を継承している。

その理由は、虐待禁止法案がまとめたように、①この概念の適用により、新法が現行法から後退す

るものではないことが明確に示されること、②親が子の知らないところでその友人に対して子を軽蔑し、けなす発言をする場合など、虐待とはみなされない屈辱的処置があるからであった（S. 12-13）。

「屈辱的」の表現を継承したことには、これを明確化するという課題が伴った。虐待禁止法案の次のような問題認識は、端的にそのことを示している。

「屈辱的教育処置を禁止した民法典1631条2項は、許された処置と禁止された処置との違い—とりわけ虐待は許されないこと—を明確にするという任務を果たせなかつたため、その明確化が必要である」（S. 1）。

現行法に対するこのような問題認識は、「屈辱的教育処置の禁止が虐待禁止を含んでいる」ということが、法学者以外には理解されない（S. 7）こと、それにより、深刻な身体的侵害であっても「親の教育権の発露として慣習法に正当化されうる」（S. 4）と解釈されることに基づく。

そもそも再規定の際に「屈辱的」という表現が採用された理由は、「その名に値する教育処置と子どもの虐待とを区別する感覚」は研ぎ澄まされるべきであるが、それは制裁措置をもたない法的想像により一般意識に働きかけることでのみ可能であるため、「屈辱的」という不明確な概念がより適切であるということであった<sup>28)</sup>。

そこで虐待禁止法案は、教育処置と虐待とを区別すべきであるという立法者意思を受け継ぎ、これを明確化することに改正の必要性を根拠づけ、虐待禁止を提案したのであった。

一方で、懲戒禁止法案は、虐待や懲戒も含めてすべてを「暴力」であるとし、「懲戒」と「虐待」の間に境界が設定されるのではなく、「子どもの尊厳」を侵害する行為であるかという点で判断されるべきであると主張した（S. 4）。つまり、体罰も虐待も区別されるべきでなく、「顔を打つこと、いわゆる『平手打ち（Ohrfeige）』と重度の児童虐待との間には基本的な違いはない」（S. 6）という見解に立ち、暴力禁止を要求した。

ここに明らかなのは、再規定後、「屈辱的」という不明確な概念から出発せざるを得なかつた改正法案は、新たにより明確な概念を必要としたという点である。提案された懲戒、虐待、暴力などの概念は、まずもって、慣習法上の懲戒権による正当化を退けるものでなければならなかつたからである。

## （2）子ども法による親の教育権の明確化

諸法案がほぼ一致して慣習法との決別を意図したことは、その問題についての共通認識が一定程度確認されたことを意味する。子ども法に関する法務委員会勧告は、これまでの議論を踏まえた上で、「身体的、精神的虐待」の禁止を提案した。

子ども法は、東西ドイツ再統一により、とりわけ非嫡出子に関する諸法の改正を課題とし、子どもの法的地位の改善という要請に応えるものであった。同時に、親のための法から子どものための法へという親子法の転換を目指しながら<sup>29)</sup>、最終的には、子どもの法的地位改善のための親の権利の明確化を目的とした<sup>30)</sup>。

そして「屈辱的教育処置」の明確化は、この子ども法の枠組みに取り込まれることで、親の教育権の明確化に包摂されることとなる。勧告は、採決に至るまでの論争点として、第一に「親の教育権の限界」という主題を掲げ、そこで親の懲戒権規定の改正に言及したのである。そこでは、法務委員会で一致した見解として、「親の教育権の限界を明確化することが切実な課題であり、この問題の規制な

しには子ども法改正はありえず、また、子どもの法的地位はまさにこれと関わって改善されねばならない」<sup>30</sup>ことが指摘された。

最終的には、明確化という課題は「身体的及び精神的虐待が明らかに許されない屈辱的教育処置であると見做されることによって達成される」(S. 65)と提案され、委員会多数派の、つまりキリスト教民主同盟および社会同盟（以下、CDU／CSUと略）の見解は、親の教育権の明確化を目的に掲げる以外の点では、ほぼ虐待禁止法案の際のそれと同様であった。

結果として「身体的、精神的虐待」の禁止が追加されたのであるが、連邦議会および連邦参議院における審議の際にも同条項の改正は、最後まで論争点となつた。法務委員会勧告を可決に導いた決定的な要因は、子どもの権利全体の法改正を意図した子ども法が、「暴力」か「虐待」か、という点だけで根本的な問題を投げかけられることは有益ではないということであった<sup>32</sup>。

### (3) 暴力追放法案による虐待概念の放棄

暴力追放法案は、子ども法における虐待の概念もまた不明確であるという前提に立つてゐる。さらに「屈辱的」という表現を引き継ぐことにはかわりなく、その点では、再規定後の改正法案と同様の問題を引き受けこととなつた。しかし、同法案は、そのことを根本的な問題とはせずに、子どもを教育する際に暴力が使用されていることを一つの社会現象と捉えることから出発してゐる。

これまでの法案との最大の相違点は、慣習法上の親の懲戒権という問題について、「かつて慣習法により一般に認められていた親の懲戒権の正当化理由は第13期に行われた民法典1631条2項の改正によって葬り去られた」(S.3)と指摘するにのみであり、子ども法のようにそのための親の教育権の明確化ということに触れることもなく、暴力禁止という一点のみを同法案の目的としたことである。

ただし、「屈辱的教育処置」ではなく、「屈辱的処置」の語を採用した理由としては、「教育目的」のためでなくとも許されないことを示すためであるとした(S.8)。「教育」の一語を廃棄することで、親の教育権の限界を明確化するという課題や、体罰と関わって問題となる「教育目的」にこれ以上言及せずに「屈辱的処置」の曖昧さを克服する態度が示されたと言えよう。

### (4) まとめ

まず、再規定の際の立法者意思に反して親の懲戒権が引き続き慣習法に刻印され、司法や文献もこれを認めたことから、新たな改正の際にはこれを明白な規定でもって廃除することが大きな課題となつた。

子ども法を最初に提案したSPDは、「慣習法における親の懲戒権の、決定的な、明白な廃除のときである」<sup>33</sup>と述べて、暴力を親子関係の原則規定(1626条2項)で禁止することを要求した。既述したように、SPDは子どもに対する暴力禁止を憲法条項化することを提案したのであったが、憲法以外ならば、親の身上配慮の内容としてではなく、原則規定にこれを適用するべきだと主張している<sup>34</sup>。

このような要求は、何をもって親へのアピールが可能であるか、ということの見解の相違により生ずる。最終的に子ども法は、従来の原則規定(1626条2項)の「親は権利を有し義務を負う」との表現を「親は義務を負い、権利を有する」へと修正して親の義務性を強調し、親の懲戒権規定(1631条2項)に虐待禁止を追加した。しかし、虐待禁止の法制化は、子ども法改革がそれによって妨げられ

るべきではないという答弁によって導かれたのであり、最後まで問題とされたのは、同規定が体罰(Körperstrafen)を禁止するものではない、ということであった<sup>35)</sup>。

ここではすでに、親の懲戒権規定を改正するという点については確認されている。ただ、そこで何を明白に規定するかという点において合意が得られなかつたということである。

暴力追放法案により、子ども法による改正は、かつての父の支配権(ローマ法にいう *patria potestas*、そして制定当初のドイツ民法典における *Väterliche Gewalt*)に基づく慣習法上の親の懲戒権を廃除したと評価された<sup>36)</sup>。つまり、同法案は、もはや慣習法を問題とせずに、問題の残された親の懲戒権規定の明確化を自明の課題として提案することができたのである。

### 3. 境界設定—「懲戒」禁止から「身体的処罰」へ

問題②「『屈辱的』という表現の曖昧さが問題とされたため、許された処置と禁止された処置との境界を示すことが改正の至上命題とされた」。

#### (1) 懲戒禁止法案による提案

懲戒禁止法案は、まずもって暴力禁止を要求したのであるが、法案名がそれを掲げたように、懲戒禁止によってこそ暴力禁止が達成されるということから、その内容は懲戒禁止の理由に多くを割いている。

法案の問題認識は、まず子どもに対する暴力が蔓延しているという社会状況にあり、「公然たる暴力的行為だけでなく、児童虐待も子に対する暴力と見做さねばならない。子どもを侮辱し、あるいは強固な行動規範を強制するための処置、並びに精神的強制は、同様に子どもに重度の損害を与える行為の一つと見做し、直接的暴力行使と同一視すべきである。その際、その処置が『子の利益』において、あるいは『教育処置』として用いられたか否かは関係ない」(S.1)と述べられた。ここでとりわけ問題視されているのが、身体的懲戒(Körperliche Züchtigung)であり、司法の場において慣習法に基づく親の懲戒権が前提とされ、「さんざん殴ること(Tracht Prügel)」も合法な手段と見做されていることであった。そして、このような暴力の合法化を可能にする社会的背景として、次の2点が指摘された(S.4)。

①「子どもに対する暴力がドイツにおいて許容されている」という問題の背景としては、暴力による最終的な紛争解決という社会モデルの存在が指摘され、「合法的な教育方法としての子どもの懲戒への寛容」すなわち「追放されるべき虐待への寛容」もまたこのモデルにより根拠づけられている。

②殴打によつたとしても「親の慈しみは教育手段として一般的なだけでなく合法的で社会的に認められている」という見解も、子どもは認識能力に欠けるという理由とともに、広く社会通念として通つており、子どもはいまだに親の所有物として見做されている。

このような社会通念を打破し、体罰を含む子どもに対する暴力を一つの現象として社会的問題とするには懲戒概念が必要であることが、懲戒禁止の大きな理由である(S.1)。そして、法案が出発点としている人間の尊厳は相互の尊重や尊敬と不可分に結びついているが、懲戒は子どもと大人の信頼関係の発展を阻止する威圧、拒絶、憎悪を引き起こすものであることが指摘された(S.6)。

現行法については、結果的に体罰を禁止しなかったと批判し、教育目的をともなっても懲戒は正当化し得ない、すなわち、いかなる方法によっても正当化された体罰はあり得ないことを明確に示すために、「いかなる方法の懲戒も許されないことが明記されることが必要である」とした。

## (2) その後の懲戒禁止明文化の拒否理由

上のような懲戒禁止法案の要求は、虐待禁止法案以降、一貫して拒否され続ける。虐待禁止法案の拒否理由は、暴力追放法案においても援用された<sup>37)</sup>。それは以下のようにあった。

「あらゆる種類の処罰禁止のもとでは、親は、子の著しく誤った行為に際して、例えば小遣いを減らしたり、いつも許しているテレビ放送を禁止したりすることも許されない。そのような親の権利への介入は有意味ではないし、憲法上問題がある。確かに、教育実践において模範、賞賛、説明や理解によって子に影響を与えることは、より強められた方法が用いられるよりも望ましい。しかし、制裁という方法は、完全にではないが親によって用いられてよい。また、懲戒 (Züchtigung) の概念は、身体的作用とのみ関連付けられる可能性があり、さらに、意識化において好意的な連想（「礼儀正しい (züchtig)」、「規律 (Zucht und Ordnung)」）を起こさせるという欠点がある」<sup>38)</sup>。

これと関わって、体罰 (Körperstrafen) の概念については、子が嫌だと感じる制裁がすべて罰と理解されるならば、すべてが冗談あるいは愛情に満ちたものではなく罰の目的で与えられた「ぴしゃっとたたくこと (Klaps)」に含まれることになり、これは限度を超えているし、また虐待に匹敵する強度を要求することもできないため、明確ではないことが指摘された (S. 13)。

## (3) 暴力追放法案における身体的処罰禁止の理由

暴力追放法案が「身体的処罰」の表現を採用した根拠は、それが虐待の程度に達していないくとも子どもに対する侮辱を意味すること、そして同時に、あらゆる身体的作用が禁止されるのではないことが明確に示されることであった。

例えば、赤信号の前の子どもをしっかり掴むことは身体的作用ではあるが、処罰ではないのであり、同法はこれを禁止するものとは理解されないということである (S. 8)。これにより、「身体的虐待」に含まれる可能性のあった正当な親の行為を「身体的処罰」に加えないことを明示した。

それと同時に、「身体的処罰」は、「親の権利に基づいて国家が受け入れるべきところの、承認され得る教育手段ではない」 (S. 5) こともはっきりと記された。このことは、同規定が憲法上の親の教育権を侵害するものではなく、そのため、これに言及することなしに同規定が改正されることに問題がないことの根拠となっている。

法案はまた、この概念が意図したことが現実のものとなるには、すなわち、法的想像として同規定が機能するためには、これに付随する様々な措置が必要となる、という見解に立つ。この点と関連して、スウェーデンにおける次のような事例が紹介された（要約）。

「スウェーデンでは、既に1979年に、『子は世話、安全と注意深い教育への権利を有する。子はその人格と個性を尊重され、身体的処罰 (Körperliche Bestrafung) またはその他の侮辱的扱いにさらされなければならない』（親法 6 章 1 条）と規定し、教育におけるあらゆる体罰を禁止した。これに伴い、この改正を伝えるキャンペーンを実施し、ある調査では1981年には国民の99%がこの事実を知るに至った

と報告された」(S. 4, 7)。

この提案を受けて、事実、暴力禁止のキャンペーンがドイツにおいても行われている<sup>39)</sup>。

これに対し、同盟90／緑の党は、「身体的処罰」に代わり「身体不可侵性の侵害」を用いることを最終提案としたが、暴力追放法案は、「不可侵性」の概念が一般的に理解されず、意識改革を目的とする規範として適さないことを理由にこの要求を斥けた(S. 8)。

#### (4) まとめ

慣習法に基づく親の懲戒権を廃除することでは合意は得られたものの、そのために何を明白に規定するかという問題は、「屈辱的」という曖昧な表現が同時に要請した諸概念の境界の明確化という問題と重なりあって展開された。

既述したように、虐待禁止法案は、従来の規定が「許された処置と禁止された処置の間の違い—とりわけ虐待は許されないこと—を明確にするという任務を果たせなかった」(S. 1)という問題に発している。子ども法を提案したSPDも、「国家はその監督職務に基づき、親の権利が超えてはならない境界を規定しなければならない」<sup>40)</sup>と述べた。

境界設定の問題は、ドイツ法の秩序における徹底した概念整理という方向を引き起こし、一方では、「確かに虐待禁止は厳しくされたが、しかし判決は残念ながら虐待と教育処置としての身体的懲戒を区別している」<sup>41)</sup>という批判にあらわれるよう、明確な概念でもってはっきりとした線引きをすることが求められた。つまりところ、体罰を合法化しないための明確な禁止規定が要求されたのであった。

虐待禁止法案は、「不適切な身体的暴力の禁止をより認識できる」(S. 7) ようにする表現を模索すべきだとして虐待禁止を提案したのであったが、この認識は、後に同盟90／緑の党により、「子どもに対する適切な暴力と適切でない暴力との間に、より明確な境界の設定を実現しようとした」<sup>42)</sup>との批判を受けることとなった。

この点、懲戒禁止法案は、まずもって暴力禁止を提案し、虐待も懲戒もすべて暴力概念に組み込むことで、その境界領域に位置していた体罰を禁止することを意図した。暴力追放法案も暴力禁止を大前提としている点においては同様であるが、その暴力概念を具体化するために、「身体的処罰」と「精神的侵害」の禁止を明記したという点において異なる。つまり、否応なしに問題領域を生じさせてしまう境界設定という方法をとらずに、「暴力のない教育」の意味するところのものを具体的に指し示すことで、親に対する明白でわかりやすいアピールという課題に応えたのであった。

境界設定を改正の至上命題とした諸法案は、ドイツ法の秩序のもとにこれらの概念を位置づけることとなった。これに対し暴力追放法案は、「虐待」にしろ「暴力」にしろ、結局、その概念が法学者ではない親に対するアピールとして相応しいものであるか否かを第一に考慮すべきだとした。法的規範を提供することで同規定を意義づけることは、制裁措置をもたないことを確認するためにも、強調すべき必要な方向転換であった。

### 4. 親の教育権の侵害—「暴力」禁止の提案、拒否、再提案

問題③「懲戒禁止が親の行為のきっかけや動機を考慮するという文脈において拒否されたため、親の教育権と関わって、教育目的、教育方法についての議論が前提とされた」。

### (1) 懲戒禁止法案による暴力禁止の提案

懲戒禁止法案は、懲戒や虐待は暴力と同一視すべきである、という問題認識に始まる。この観点から、「現行の法規範は、教育における非暴力が社会的に望ましい態度であるという認識には寄与しなかった」(S.1)と批判した。

同法案は、現行法体制化における暴力および虐待の問題を、以下のような数値でもって指摘した(要約)。

「1990年の児童虐待件数は1,213件であり、潜在的には毎年15万件から40万件である。性的虐待は1991年には13,196件であり、潜在的数値はその3倍から5倍と推測される。「教育手段」としての殴打の使用についての調査では、10~16%の子どもが物で叩かれ、男性の60%、女性の70%が身体的な罰を受けたことがあると答えている。また、12%の親は、十分に殴打することもときには適切であるという意見であった」(S.4)。

同法案は、まずもって子どもは人間の尊厳と人格の自由な発展の権利を享有する基本権の主体であり、この原則から、懲戒を含めたあらゆる屈辱的扱いは認められないことを前提とした。あわせて、個々の事例においても、基本的に「暴力の使用は合法化しえない」(S.6)ことが言及されている。

その根拠は、大人が「好ましい」と感じる紛争解決という即時の結果よりも、暴力の使用による子どもの損傷は、例外なく大きいのであり、またそれによって子どもは、「最終的に暴力が意図を実現するために適切な方法であることを学ぶのである」(S.6)ということであった。

法案の個別規定理由書の最後には、「この新たな規定により、初めて民法典において暴力のない教育のための積極的規定が導入される」(S.6)と加えられた。

### (2) 虐待禁止法案による暴力禁止拒否理由

上のような暴力禁止の要求は、虐待禁止法案には取り上げられなかった。理由としては、幅広い暴力概念(とりわけ刑法におけるそれ)がドイツ法に適用されていることに考慮すべきであることと、そして大きな根拠とされたのが、非嫡出子法の研究グループによる、絶対的な暴力禁止は望ましくないという結論であった。そこで挙げられた事例は、以下のようなものであった(S.13)。

①車道の上へ座りおもちゃに夢中の子が、母親の数度の要請にも応じず車道を離れなかつたため、母親はその子の腕をぎゅっと掴み、車道から引きずりおろした。

②子が友人のところへ遊びに行きたがったが、父はまず宿題をやるよう要求した。しかし子がこれを拒否して家を出ようとしたため、父はその子の腕を放さなかつた。

同研究グループは、これらの親の行為が絶対的暴力禁止に違反すると捉えられることは、憲法上憂慮すべき結果を導くため、文献や判決によって、「不適切な」あるいは「過度な」暴力を禁止するという方向へその構成要件がつくりあげられることになるだろうと予想した。これでは、明確化という規制の目的は達成されないことになる。

どちらの理由にしても、虐待禁止法案は、ドイツ法の秩序において暴力禁止を不相応なものと判断したということである。同法案は、民法典1631条2項の、たった1条項の改正法案でありながら大部にわたり、親の懲戒権をめぐる諸概念についてドイツ法の秩序のもとに内容・形式ともに厳密に論じており、子ども法のコメントールなどにおいて必ずといってよいほど言及される法案である<sup>43)</sup>。

子ども法に関する法務委員会勧告、そして暴力追放法案さえも、部分的には虐待禁止法案を引用している。しかし、同法案のこのような方法が、まずもって憲法における親の教育権から出発することを要請し、「絶対的禁止規定は、許されない方法で親の権利に介入することを可能たらしめるものである」(S. 14)と指摘させたと言える。親の権利には教育目的や教育方法の選択権が含まれ、これが支持できる範囲にある限りにおいて国家は親の教育方法を甘受せねばならず、民法典1631条2項の新規定は、「親の決定に介入するか否かという観点から吟味されなければならない」(S. 13)という大前提に立った。

くわえて、子どもの権利条約19条との関連では、暴力禁止要求を拒否することが、同条約と矛盾するものではないことが言及された。その根拠は、「条約はドイツ法の暴力概念を前提とするものではなく、同条約において用いられた暴力概念の内容をより詳しく規定することは国内法に委ねられている」(S. 13)からであった。

子ども法においては、既述したように、親の教育権の明確化という課題と相俟って、そこでも最も強い対抗案であった暴力の禁止に対し、親の教育権をより限定するという方法が採用された。その理由の第一は、絶対的な暴力禁止が憲法上の親の教育権に照らして懸念すべき結果を導くという点であった。

親の権利への介入は、無論、再規定の際にも大きな問題であり、親子関係の原則規定とも関わって、屈辱的教育処置の禁止は最後まで論争点であった<sup>40</sup>。

### (3) 暴力追放法における暴力禁止の再提案

暴力追放法案の問題とするところは、子どもに対する暴力というドイツ社会に広く蔓延した現象であり、同時に、親による暴力の犠牲者が後に自分自身も暴力を使用するという、暴力の「循環」(Kreislauf)作用であった。これを打破するための解決策として、「身上配慮に関する規程の範囲内で、子に暴力のない教育への権利を与え、身体的処罰、精神的侵害およびその他の屈辱的処置が教育の目的のためであっても許されないものであることをはっきりと説明する」(S. 3)ことが提案された。

同法案が暴力禁止を再び採用する理由は、上のような問題認識によって示された。また、虐待禁止法案が指摘したドイツ法の暴力概念との関連では、「暴力のない教育の概念は、刑法上の暴力概念と結び付けられるのでなく、第2段における身体的処罰、精神的侵害により具体化される」(S. 7)と、その採用理由が述べられた。それにより、暴力概念については、他の概念と関わって根拠づけることが回避されている。

ただし、子ども法が親の教育権と関わって暴力禁止要求を拒否したために、暴力追放法案もこれを無視するわけにはいかなかった。しかし、この点については、暴力のない教育という命題が親の教育権に基づく「教育方法」として「片付けることはできない」(S. 5)と批判したのみである。そこには、親の教育権により承認され得る「教育方法」には、そもそも「暴力」は含まれていないことを確認する意味があった。

これと関わって、さらに法案が強調したことは、民法1631条2項に違反した場合の措置についてであった。それがすぐさま刑法訴追や家庭裁判所による措置を予定するのではなく、親にはまず第一に、衝突や危機的状況を克服のための援助が提案される、ということである。これは、子ども法が親の教

育権の限界を示し、これを逸脱する行為に厳格な罰を科すことをもって応えようとしたのとは逆の措置である。

#### (4) まとめ

再規定の際に親の行為のきっかけや動機を考慮するという文脈において「懲戒」禁止が拒否されたことと相俟って、「暴力」の禁止をめぐる論争は、憲法上の親の教育権に基づく教育目的、教育方法についての親の選択権の議論へ発展した。それは、法的規範として「暴力」概念が相応しいか否かの問題とともに、この概念の使用が親の教育権を侵害するものとの強い批判としてあらわれた。

さらに、子どもの法的地位改善のための親の権利の明確化という前提に立つ子ども法の枠組みに組み込まれることにより、諸概念の明確化は、「親の教育権の境界」という問題に置き換えられ<sup>45)</sup>、同規定の改正はますます「重要で、繊細で、困難」<sup>46)</sup>な方向へと導かれた。

これに対して、例えば同盟90／緑の党は、「教育目的のためであっても子どもを侵害する処置は許されない」<sup>47)</sup>ことを提案して、次のように答弁している。

「この提案は、社会が暴力を甘受しないという規範をおくるためのものであり、平手打ちをしている母親を刑務所へ送り込むのではない。これは、国家が家庭に介入することにはならない」(要約)<sup>48)</sup>。

暴力追放法案は、「身体的処罰」の全面的禁止について個別理由以外で特別に言及し、「この改正は憲法を考慮することなく行われる」と断言した。それは、次のような理由による。

「『身体的処罰』は、それが虐待の強度に及ばない場合でも子に対する侮辱を意味することは、教育学および児童心理学において以前から一般に認められてきた。それゆえ、身体的処罰は、親の権利に基づいて国家が受け入れるべきところの、承認され得る教育手段ではない。精神的侵害については、このことは明白である」(S. 5)。

すなわち、憲法に規定された親の教育権は、子に対する「身体的処罰」あるいは「精神的侵害」を承認するものではないこと、つまりは、「暴力のない教育」を前提としていることを確認したのである。これと関わっては、すでに、憲法2条2項が身体不可侵の権利を規定している。

また、暴力追放法案が、国家による家庭への介入という批判を回避するために、同規定違反が直ちに刑法や家庭裁判所の措置を引き起こすものではないと強調したこと、既述した通りである。

#### おわりに

暴力追放法案が提案した「身体的処罰 (Körperliche Bestrafungen)」は、いわゆる「体罰 (Körperstrafen)」を意味している。これを確かにするのは、提案者の答弁において、「身体的処罰」が「体罰」と置き換えられている<sup>49)</sup>、という事実である。またこのことには、同規定の改正が体罰を禁止するという立法者意思を明示する意図が読み取れる。そこでは、現行法が「体罰」を禁止し得なかったことを批判して、「身体的処罰」の禁止による改正が提案されているのである。

本稿が考察した審議過程において、「体罰」を示すドイツ語は、“Körperstrafen”あるいは“Körperliche Strafen”が用いられた。身体的懲戒としての意味を示す “Körperliche Züchtigung” という用語もあるが、懲戒概念が不適切だとされたことは既述した通りである。現行法で用いられた「処罰 (Bestrafung)」の語は、“strafen”（罰する）に意味を強める接頭辞 “be-” を補い、“bestrafen”（「罰する」）というより

は「処罰する」) という動詞の行為の結果としての状態を示す語尾変化により名詞化された用語である。「体罰」よりも処罰の意味合いを強調した「身体的処罰」が採用された理由には、単なる身体的作用と区別することとともに、日常語としての「体罰」と混同されないことも意図されているだろう。暴力概念を具体化するためにこのような文言が採用されたことは、一般に理解されるところの親の懲戒権、つまり体罰権が、子どもに対する暴力および虐待の温床となっているという問題意識を示していると言えるだろう。

本稿では、暴力追放法案を、体罰禁止を提案したものと捉え、それ以前の諸法案が抱えてきた問題の転換をここに位置づけたが、「体罰」が予定しているところの「教育目的」に言及しないところで体罰禁止が法制化されたことは注目されてよいだろう。「教育目的」というあまりに正当な概念でもって「体罰」が合法化されてきたことを問題とし、法的に規制するためには、「体罰」に包含された「教育的な」部分との決別を必要としたのである。また、そのことは、体罰が懲戒から分離されることによっても可能となった。

そして、この法的規制は、親の子に対するあらゆる暴力の禁止に根拠づけられたのであり、そうすることによってしか家庭教育における過度の体罰行為に法的に訴えることができなかつたのである。このことは同時に、それまで意図されてきた親の教育権の明確化という課題からの断絶を意味した。暴力禁止がこの課題とは別の次元において、一つの社会現象として問題とされたことにより、体罰禁止は法制化されたのである。この問題については、親の教育権の明確化というアプローチに限界が示されたといえる。

これと関わっては、SPDと同盟90／緑の党の連立協定が、暴力のない教育の法制化を予定したこと大きな影響力をもったことは否めない。政治的な動向を踏まえると、体罰禁止をめぐる遅々として進まぬ立法政策は、概念法学における徹底した法秩序の維持を楯にした、CDU／CSU の保守的立場を指摘せざるをえないが、そのことは、同党の多くの支持者の間に体罰禁止への抵抗が根強く存在したことを間接的に示していると言えるだろう。親の懲戒権規定が、信仰問題にも重なるということは、審議過程においても指摘されている<sup>50)</sup>。

また、親による暴力や虐待が問題とされる背景として、少年犯罪の深刻化が挙げられる。またこれらは、暴力行為・残虐行為を行う子ども・青少年の多くは親から暴力や虐待をうけているとの調査および研究結果に基づき、切り離しては考えられない問題として扱われている<sup>51)</sup>。これと関わっては、とりわけ子ども・青少年福祉の取り組みおよびその法制の検討が必要であろう。くわえて、これらの法制もまた東西ドイツの再統一を契機として改正されており、東ドイツにおける子ども・青少年をめぐる法制を含め、今後の課題としたい。

## 注

- 1) Lloyd deMause (宮澤康人他訳)『親子関係の進化』海鳴社, 1990年, 122頁。
- 2) 前掲書, 128頁。
- 3) 前掲書, 131頁。
- 4) 前掲書, 189頁。
- 5) Weber-Kellermann, Ingeborg, (鳥光美緒子訳)『ドイツの家族』勁草書房, 1991年, 226-227頁。
- 6) Gesetz zur Neuregelung des Rechts der elterlichen Sorge (SorgeRG) vom 18. Jul. 1979, Bundesgesetzblatt

Teil I, S. 1061-1071. 同法は、石川稔／門広乃里子「西ドイツの新監護法—親の監護の権利の新規制に関する法律（仮訳）一」（『ジャーリスト』745号、有斐閣、118-127頁）において部分的に訳出されている。また、親の懲戒権規定の改正については、小玉亮子「近代ドイツの親子関係と懲戒権」（牧査名『懲戒・体罰の法制と実態』1992年、234-255頁）においても触れられている。

- 7) Bürgerliches Gesetzbuch vom 18. Aug. 1896. 当初の規定は以下のようであった。「父は教育権により相当な懲戒手段を行使することができる。後見裁判所は、父の申請に基づき、相当な懲戒手段を用いて父を援助しなければならない」。
- 8) Gesetz über die Gleichberechtigung von Mann und Frau auf dem Gebiete des bürgerlichen Rechts (GleichberG) vom 18. Jun. 1957, Bundesgesetzblatt Teil I, S. 609-640. 男女同権法の親権法改正部分を紹介する論文として、太田武男／椿寿夫「西ドイツの男女同権法について(2)」（最高裁判所事務總局家庭局『家庭裁判月報』10巻10号、1958年、1-40頁）等があるが、父母共同親権の原則を中心に扱っているため、同法により親の懲戒権を規定する一文が削除されたことについては触れられていない。
- 9) BT-Drucksache 2/1586 (9. Juli 1955), Entwurf eines Gesetzes zur Vereinheitlichung und Änderung Familienrechtlicher Vorschriften, S. 60.
- 10) J. v. Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetz und Nebengesetzen, IV. Band Familienrecht, 10./11. neubearbeitete Auflage, J. Schweitzer Verlag, Berlin, 1966, S. 324.
- 11) 「親の配慮 (Elterliche Sorge)」は、その権利としての意味を示す場合にしばしば「配慮権 (Sorgerecht)」という表現も用いられるが、民法典は「親の配慮」と規定する（1626条1項）。“Sorge”を「監護」と訳出する例も見られるが、日本で一般に監護権とは親権のうち財産監護を除いた身上監護を意味するが、ドイツの民法典において“Sorge”は親権を再構成する概念として用いられており、親権に内包される一概念ではない。本稿では、新たな親権概念を示すために、「配慮」の語を用いている。
- 12) 押稿「ドイツにおける親の権利の変容過程—懲戒権規定の改正を通して—」（日本教育制度学会紀要編集委員会『教育制度学研究』第8号、日本教育制度学会、2001年、209-224頁）でドイツにおける親の懲戒権の再規定過程を検証している。
- 13) 提出理由にその旨の記述がある。BT-Drucksache 12/5359, S. 1.
- 14) オーストリアでは1989年7月1日に民法典が改正され、「未成年の子は、親の指示に従わねばならない。親は指示しそれを貫徹するに際して、子の年齢、発達、人格を考慮せねばならない。暴力の使用および身体的または精神的に危害を加えることは許されない」（146 a 条）との規定を有している。BT-Drucksache 14/1247 (23. Juni 1999), Gesetzentwurf der Fraktionen SPD und BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN, Entwurf eines gesetzes zur Ächtung der Gewalt in der Erziehung, S. 4-5.
- 15) BT-Drucksache 12/5359 (30. Juni 1993), Gesetzentwurf des Abgeordneten Konrad Weis (Berlin) und der Gruppe BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN, Entwurf eines Gesetzes zur gewaltfreien Erziehung von Kindern (Züchtigungsverbotsgesetz), S. 1-6.
- 16) BT-Drucksache 12/6343 (3. Dezember 1993), Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des § 1631 BGB (Mißhandlungsverbotsgesetz), S. 1-18., この法案については、押稿「ドイツにおける親の懲戒権の明確化—虐待禁止法案の検討を通して—」（『教育制度研究紀要』第2号、筑波大学教育制度研究室、2001年、45-51頁）で一部訳出し、検討している。
- 17) BT-Drucksache 12/6783 (4. Februar 1994), Gesetzentwurf der Abgeordneten Wilhelm Schmidt (Salzgitter), Hanna Wolf, Gerd Andres, weiteren Abgeordneten und der Fraktion der SPD, Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des § 1631 des Bürgerlichen Gesetzbuchs (Züchtigungsverbot), S. 1-5.
- 18) 子どもの権利の憲法条項化については、参照：結城 忠「親の教育権と学校教育(14)」『季刊 教育法』108号、エイデル研究所、1997年、38-42頁。

- 19) BT 12/219. Sitzung. Bonn, den 14. April 1994, Erste Beratung des BT-Drucksache 12/5359, 6343,6783, S. 19020-19031.
- 20) Gesetzes zur Reform des Kindschaftsrechts (Kindschaftsrechtsreformgesetz — KindRG) vom 16. Dezember 1997, Bundesgesetzblatt Teil I, S. 2942-2967. 同法についてはその改正過程も含めて各種論文等で紹介されており、法律全体の目的などは、以下の文献に詳しい。床谷文雄「ドイツ家族法立法の現状と展望(1)」『阪大法学』44巻2／3号上巻、大阪大学、1994年、393-414頁；渡邊泰彦「ドイツ親子法改正の政府草案について(1)」『同志社法学』49巻1号、1997年、285-315頁など。
- 21) BT-Drucksache 13/4899 (13. Juni 1996), Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Kindschaftsrechts (Kindschaftsrechtsreformgesetz — KindRG), S. 78.
- 22) BT-Drucksache 13/3341 (12. Dezember 1995), Antrag der Abgeordneten Rita Grießhaber, Marieluise Beck (Bremen), Volker Beck (Köln), Matthias Berninger, Andrea Fischer (Berlin), Gerald Häfner, Rezzo Schlauch, Waltraud Schoppe und der Fraktion BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN, Gesetzliche Neuregelung des Kindschaftsrechts, S. 2.
- 23) BT-Drucksache 13/8511 (12. September 1997), Beschußempfehlung, S. 14.
- 24) BT-Drucksache 13/11368, Bericht über die Lebenssituation von Kindern und die Leistungen der kinderhilfen in Deutschland — Zehnter Kinder — und Jugendbericht —, S. 108-133.
- 25) Gesetz zur Ächtung der Gewalt in der Erziehung und zur Änderung des Kindesunterhaltsrechts vom 2. Nov. 2000, Bundesgesetzblatt Teil I, S. 1479-1480.
- 26) Aufbruch und Erneuerung — Deutschlands Weg ins 21. Jahrhundert, Koalitionsvereinbarung zwischen der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands und BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN, Bonn, 20. Oktober 1998. 連立協定については各種HPにも掲載されている。参照：緑の党HP, <http://www.gruene.de/index2.htm> (2002年2月21日)。
- 27) Örtel, Frithjof (Hrsg.), Gewaltfreie Erziehung, internationale Projektbeispiele zur Friedenserziehung in Elternhaus, Kindergarten und Schule, 1986.
- 28) BT-Drucksache 8/2788 (27. April 1979), Bericht der Abgeordneten Dr. Stark und Dr. Schwenk, S. 35.
- 29) 最終的には子ども法が親子法の転換には至っていないという批判が起きている。BT-Drucksache 13/8570 (24. September 1997), Entschließungsantrag der Abgeordneten und der Fraktion BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN zu dem Gesetzentwurf des Bundesregierung — 13/4899, 13/8511 —, Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Kindschaftsrechts (Kindschaftsrechtsreformgesetz — KindRG), S. 1.
- 30) BT-Drucksache 13/8511 (12. September 1997), Bericht der Abgeordneten Dr. Wolfgang Götzer, Ronald Pofalla, Margot von Renesse, Rita Grießhaber und Hildebrecht Braun (Augsburg), S. 64.
- 31) BT-Drucksache 13/8511, S. 65.
- 32) BR 13/717. Sitzung, 17. Oktober 1997, S. 459.
- 33) BT-Drucksache 13/1752 (21. Juni 1995), Antrag der Abgeordneten Dr. Däubler-Gmelin, Christel Hanewinckel, Dr. Edith Niehuis, weiteren Abgeordneten und der Fraktion der SPD, Reform des Kindschftsrechts, S. 16.
- 34) a.a.O.
- 35) 連邦議会での審議の後、連邦参議院は合同委員会招集を要求し、体罰禁止を提案した。BR-Drucksache 710/1/97 (6. Oktober 1997), Empfehlungen der Ausschüsse, Gesetz zur Reform des Kindschaftsrechts (Kindschaftsrechtsreformgesetz -KindRG), S. 3.
- 36) BT 49, Sitzung. Bonn, Mittwoch, den 30. Juni 1999, Erste Beratung des BT-Drucksache 14/1247, S. 4280.

- 37) BT-Drucksache 14/1247, S. 2.
- 38) BT-Drucksache 12/6343, S. 13.
- 39) 例えば、*Berliner Kampagne — Mehr Respekt vor Kindern — (Kampagnenprogramm 2001)*, Kinderschutz-Zentrum Berlin, URL: <http://www.kinderschutz-zentrum-berlin.de> (2002年2月21日)。
- 40) BT-Drucksache 13/1752 (21. Juni 1995), S. 16.
- 41) BT 13/192. Sitzung. Bonn, den 25. September 1997, S. 17349.
- 42) BT-Drucksache 13/3341 (12. Dezember 1995), S. 12.
- 43) 例えば、*Ludwig Salgo, Vierter Band Familienrecht § 1631*, In: J. von Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetz und Nebengesetzen 12., neubearbeitete Auflage, 1997, S. 245-278; Hans-Jürgen Schimke, *Das neue Kindschaftsrecht*, 1998; Dieter Schwab/Thomas Wagenitz, *Familienrechtliche Gesetze* 3. Aufl., 1999などがある。なお、懲戒禁止法案については、いっさい言及されていない。
- 44) 連邦議会の採決に対して連邦議会は合同委員会の招集を要請したが、その際の修正提案の第一が民法典1631条2項の削除であった。BR-Drucksache 218/79 (1. Juni 1979), Anrufung des Vermittlungsausschusses, S. 1-2.
- 45) BT-Drucksache 13/8511 (12. September 1997), S. 65.
- 46) BT 13/192. Sitzung. Bonn, den 25. September 1997, S. 17354.
- 47) BT-Drucksache 13/8570, S. 3.
- 48) BT 13/192. Sitzung. Bonn, den 25. September 1997, S. 17351.
- 49) BT 14/114. Sitzung. Berlin, den 6. Juli 2000, Zweite und dritte Beratung des BT-Drucksache 14/1247, 14/3781, S. 10888.
- 50) BR 13/717. Sitzung, 17. Oktober 1997, S. 455.
- 51) 例えば、連邦議会第13選挙期の終わりに提出された子どもに関する報告書では、「暴力と犯罪」として、子どもに対する暴力と子どもによる犯罪とを大きな柱としている。BT-Drucksache 13/11368, Bericht über die Lebenssituation von Kindern und die Leistungen der Kinderhilfen in Deutschland — Zehnter Kinder- und Jugendbericht —, S. 108-133.